

# 直営施設の見直し方針への対応(対応済案件)

## ○ 指定管理者制度を導入する施設

施設名〔所管課〕	対 応 状 況
生涯学習センター 〔生涯学習課〕	○平成21年度から指定管理者制度を導入
総合科学博物館 〔生涯学習課〕	
歴史文化博物館 〔生涯学習課〕	
えひめ青少年 ふれあいセンター (旧:中央青年の家) 〔生涯学習課〕	
萬翠荘 〔文化・スポーツ振興課〕	
県営住宅 〔建築住宅課〕	○平成22年度から指定管理者制度を導入(中予管内)

## ○ 廃止する施設

施設名〔所管課〕	対 応 状 況
北条鹿島博物展示館 〔自然保護課〕	○松山市からの譲渡申請を受け、平成24年7月20日に同市へ無償譲渡
健康増進センター 〔健康増進課〕	○平成18年度末をもって廃止
東予青年の家 〔生涯学習課〕	○両青年の家とも平成20年4月から休止、同年10月廃止 ○旧南予青年の家(土地・建物)については、平成21年2月に宇和島市へ無償譲渡
南予青年の家 〔生涯学習課〕	

## ○ 譲渡する施設

施設名〔所管課〕	対 応 状 況
歯科技術専門学校 〔保健福祉課〕	○平成21年度末をもって閉校 ○閉校後の施設等については、平成23年度から隣接の医療技術大学が活用(同大学を設置運営している公立大学法人愛媛県立医療技術大学に土地、建物とも無償で貸し付け、維持管理も同法人が実施) ○平成26年度からは同大学に大学院が開設されたことに伴い、大学院用施設として同年9月1日付けで同法人に現物出資
看護専門学校 〔医療対策課〕	○平成25年度末をもって閉校 ○閉校後は、学校法人RWFグループに土地、建物を有償譲渡し、備品(教育用機器等)は無償譲渡

## ○ 統合する施設

施設名〔所管課〕	対 応 状 況
博物館 〔生涯学習課〕	○平成20年度中に総合科学博物館への資料の移管を行い、県立博物館は平成20年度末をもって閉館(総合科学博物館へ統合) ○県立博物館閉館後の空きスペースは、図書館の蔵書や閲覧スペースとして活用

## ○ 地方独立行政法人制度の導入を検討する施設

施設名〔所管課〕	対応状況
医療技術大学 〔保健福祉課〕	○平成22年度から公立大学法人に移行

## ○ 業務の民間委託を行う施設

施設名〔所管課〕	対応状況
レントゲン自動車 〔健康増進課〕	○公の施設としては平成20年度末をもって廃止(5台) ○4台は平成21年度に、1台は平成22年度にそれぞれ健診団体へ売却
心身障害者歯科診療車 〔障がい福祉課〕	○公の施設としては平成18年度末をもって廃止 ○平成19年度から、県歯科医師会への委託により事業実施

## ○ 方向性について再度検討を行う施設

施設名〔所管課〕	対応状況
三島病院 〔県立病院課〕	○平成22年度から公立学校共済組合に移譲
三島病院を除く4病院 【見直し方針:直営存続】	○「第3次愛媛県立病院財政健全化計画(H21～25)」において、県立病院ごとの健全化方策等を明記するとともに、「愛媛県立病院中期経営戦略(H28～32)」でも健全化に向けた具体的な取組みを実施
病院事業全体 【同:地方独立行政法人化などの検討】	

## ○ 直営で運営する施設(うち「指定管理者制度の導入も検討」とした施設)

施設名〔所管課〕	対応状況
図書館 〔生涯学習課〕	<p>○平成20年1月に「教育文化施設の管理運営方針」を策定</p> <p>○清掃や廃棄物処理等を近隣の県有施設で群管理委託して経費削減</p> <p>○平成21年4月には、県立博物館退去後のスペースに、えひめ資料室等を新設</p> <p>○平成22年4月には、県内公共図書館の横断検索等の新システムを稼働し、県内図書館の後方支援や利便性の向上を図るなど、直営管理により効率的・効果的な施設運営を実施</p> <p>○平成27年12月には図書館コンピュータシステム更新・運用開始</p> <p>○指定管理者制度については、次の理由により現時点では導入しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の市町設置図書館のセンター的機能を有する必要がある。</li> <li>・他都道府県立図書館での導入事例が少ない。(58館中5館)</li> <li>・専門性や政策的判断が必要な業務などは、同制度を導入した図書館でも全て直営で運営されている。</li> </ul>
美術館 〔文化財保護課〕	<p>○平成20年1月に「教育文化施設の管理運営方針」を策定</p> <p>○美術館については、当該方針に基づき次のとおり機能の充実に努め、引き続き直営で県民の美術活動を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力ある企画展の開催 (実行委員会方式による企画展への積極的な取り組み)</li> <li>・普及啓発活動の充実(幅広い年齢層が参加できる講座の開催)</li> <li>・美術館活動へのボランティアの参加の推進</li> <li>・県内外の美術館との連携による魅力ある作品の展示</li> </ul> <p>○これまでに、マスコミなど民間のノウハウ等を活用した実行委員会方式による企画展の開催も定着するなど、着実に成果を上げているため、現時点で、指定管理者制度を導入する必要性は低い。</p>

※ 直営施設に係る見直し方針は、平成19年2月と同年11月の2回決定しています。

平成19年2月見直し：健康増進センター、さつき寮、心身障害者歯科診療車

平成19年11月見直し：上述以外の施設